補訂版はしがき

本書は、平成19年１月に初版を発刊して以来、多くの方からご好評をいただき、版を重ねることができた。

商業登記法および商業登記規則が改正され、平成27年10月５日から施行された。この改正の主な点は、次の２つである。１つ目は、会社法人等番号（12桁の数字）が登記簿に記録されることとなり、登記事項証明書の様式が変更された。２つ目は、商業登記法の規定により登記申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付を省略できることとなった。

これらの改正点と条番号の変更、誤字等を修正したうえで補訂版として発刊することとなった。

本書が、旧版以上にご利用いただけて、登記実務に従事される方々のお役に立てれば幸いである。

平成29年２月

青　山　　修

はしがき

平成18年５月１日に「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行された。会社法では、株式会社に対するものとして持分会社という会社類型が設けられた。この持分会社とは、従来の合名会社および合資会社とともに新たに創設された合同会社の３つの種類の会社の総称とされ、会社法における条文の定め方も持分会社に共通するものをおき、特則的に合同会社等に関する規定を設ける形をとっている。

合名会社および合資会社における主な改正点として、まず１つ目は、旧商法は、原則として合名会社の規定を合資会社が準用する形態をとっており、非常にわかりづらい条文体系となっていたのを改め、合名会社・合資会社に共通する規定を定め、会社の種類に特有な事項を特則として定める形をとった。２つ目は、社員１人となったことを会社の解散事由とせず、合名会社にあっては社員１人で会社を設立することが可能となった。また、新たに創設された合同会社についても社員１人で会社を設立することを可能とし、社員の責任形態については全員が有限責任とすることとした。資本金の額についても何万円以上というような制約はされていない。

これらの改正または制度の新設に伴い、合名会社および合資会社の登記申請の手続を述べた拙著『合名・合資会社の登記実務』を絶版することとなり、新たに本書『持分会社の登記実務』を発刊することとなった。本書では、持分会社の設立から清算結了までについて、実体的規定である会社法および会社法施行規則等の解説と登記手続規定である商業登記法および商業登記規則について解説をしている。会社法施行後間もない時期の出版であり、資料的な不足および新制度の疑問点について触れていない部分もあるかと思うが、改訂の機会があれば、さらに本書を充実したものにし、読者の方々の便に供したいと考えている。

平成19年１月

青　山　　修

の額が１億円以下の合同会社については１万円）である（登録免許税法別表第一・24㈠カ）。

6　代表社員の職務執行者の変更登記

⑴　添付書類

職務執行者の就任による変更登記の場合は、2⑴Ⓑ①の書面を添付する（商登法97条・111条・118条）。

職務執行者の退任による変更登記の場合は、退任を証する書面を添付する（商登法97条・111条・118条）。

⑵　登録免許税額

登録免許税額は、申請１件につき３万円（合名会社、合資会社および資本金の額が１億円以下の合同会社については１万円）である（登録免許税法別表第一・24㈠カ）。

Ⅲ　登記申請書

1　無限責任社員が持分全部を譲渡して退社し、新たに譲受人が無限責任社員として加入（合名会社・合資会社）

【書式7-1】　登記申請書⑻――社員の変更①

合資会社変更登記申請書

1	会社法人等番号	○○○○－○○－○○○○○○
1	商　　号	合資会社　鈴木商会
1	本　　店	名古屋市中区栄二丁目５番６号
1	登記の事由	無限責任社員の退社及び入社
1	登記すべき事項	平成○年○月○日無限責任社員Ａ退社 同日　次の者加入 ○県○市○町○番地

無限責任社員　C　（注１）
{法人の場合}
○県○市○町○番地
無限責任社員　株式会社　平成商事

１　登録免許税	金10,000円	
１　添付書類（注２）	総社員の同意書	１通
	社員の加入・退社の事実を証する書面	１通
	委任状	１通

上記のとおり登記の申請をする。

平成○年○月○日

名古屋市中区栄二丁目５番６号
申請人　合資会社　鈴木商会
名古屋市東区葵三丁目６番７号
代表社員　鈴木一郎
名古屋市北区清水五丁目２番３号
上記代理人　佐藤太郎　㊞

○○法務局○○出張所　御中

（注１）　無限責任社員は会社債権者に対して連帯・無限の責任を負う（会社法580条１項）。したがって、無限責任社員の出資の目的・その価額・履行部分については登記簿で公示しても意味がないため登記事項とされていないので（同法912条）、申請書に記載する必要がない。ただし、無限責任社員の出資の目的・その価額は、定款の絶対的記載事項である（同法576条１項６号）。

持分譲渡を伴わない退社については、【書式7-33】を参照。

（注２）(1)　その事実を証する書面

持分譲渡による社員の加入または退社による変更の登記の申請書には、「その事実を証する書面」（法人である社員の加入の場合にあっては、③に掲げる書面を含む）を添付しなければならない（商登法96条１項）。

この書面としては、次のものが該当する。

①　総社員の同意書　　無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項４項）。なお、定款に別段の定めがある場合は、後記(2)を参照。

② 社員の加入および退社の事実を証する書面　　持分譲渡および譲受けを証する書面が該当する。しかし、上記①の「総社員の同意書」に加入・退社の事実が明白に記載され、かつ、加入および退社する社員の記名押印があれば、この②の書面の添付を省略できる（書式精義（下）956頁）。

③ 法人社員関係書面　　加入する社員が法人であるときは、その社員が代表社員か否かの区分に応じ、法人社員関係書面（Ⅱ２(1)(B)）も添付する。

(2) 定　款

無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項・４項）。また、持分の譲受けによる社員の加入は、定款の絶対的記載事項である社員の氏名・住所の記載（記録）に変更を来すから、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意をもって定款の変更をしなければならない（同法637条）。

しかし、無限責任社員の持分の譲渡の承認要件および定款の変更要件について、定款で別段の定め（たとえば、総社員の同意ではなく、「総社員の３分の２以上」と定めているような場合）を設けている場合には、この定めを証するために定款を添付しなければならない（商登規82条・90条）。

【書式7-2】　総社員の同意書

同　意　書

1. 無限責任社員Ａが当会社に対して有する持分全部を，○県○市○町○番地Ｃ｛または，株式会社　平成商事｝に譲渡し，これを譲り受けたＣ｛または，株式会社　平成商事｝が当会社の無限責任社員として加入すること。（注１）（注２）
2. 定款第○条中，無限責任社員Ａに関する事項を全部削除し，同条末尾に下記事項を加える。（注３）

○県○市○町○番地

金50万円　無限責任社員　Ｃ｛または，株式会社　平成商事｝

以上の件につき同意する。

平成○年○月○日（注４）

名古屋市中区栄二丁目５番６号
合資会社　鈴木商会
無限責任社員　　鈴　木　一　郎　㊞（注５）
有限責任社員　　鈴　木　純　一　㊞
退 社 社 員　　A　　㊞
加 入 社 員　　C　　㊞
{法人の場合}
株式会社　平成商事
代表取締役　　平　成　花　子　㊞

（注１）　無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項・４項）。

（注２）　社員の加入または退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添付しなければならない（商登法96条１項）。この書面には、持分譲渡契約書または持分譲受証等が該当する。

ただし、同意書の記載から加入または退社の事実が明白で、加入または退社する社員の記名押印もある場合には、「社員の加入または退社の事実を証する書面」の添付を省略することができる（書式精義（下）956頁）。

（注３）　無限責任社員の加入・退社は、社員の氏名・住所に変更を来すから定款の変更を要する。定款の変更は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（無限責任社員および有限責任社員の全員）の同意をもって行う（会社法637条）。

出資に関する事項についての定款の絶対的記載事項は下表のとおりであり、同意書には、出資事項に関する下表①②③の事項が記載されていなければならない。

①	社員の氏名または名称・住所	会社法576条１項
②	社員の出資の目的・その価額または評価の標準	
③	社員の責任の有限・無限の別	
備考	無限責任社員の出資履行部分は、定款の絶対的記載（記録）事項でもなく、登	会社法576条１項・912条・913条

	記すべき事項でもない。有限責任社員がすでに履行した出資の価額は、定款の絶対的記載（記録）事項ではないが、登記すべき事項である。	

（注４）　同意があった日を記載する。

（注５）　譲渡者を除く、総社員（無限責任社員および有限責任社員の全員）が記名押印する。なお、本例では、退社員および入社員も同意書に記名押印しているから、「社員の入社および退社の事実を証する書面」を添付する必要はない（(注２）を参照)。この同意書に押す印鑑については制限がない。

〔記載例１〕　登記すべき事項

「社員に関する事項」
「資格」無限責任社員
「住所」○県○市○町○番地
「氏名」A
「原因年月日」平成○年○月○日退社
「社員に関する事項」
「資格」無限責任社員
「住所」○県○市○町○番地
「氏名」C
「原因年月日」平成○年○月○日加入

２　無限責任社員が持分全部を譲渡して退社し、譲受人が新たに有限責任社員として加入した場合（合資会社）

【書式7-3】　登記申請書⑼――社員の変更②

合資会社変更登記申請書

１	会社法人等番号	○○○○－○○－○○○○○○
１	商　　号	合資会社　鈴木商会
１	本　　店	名古屋市中区栄二丁目５番６号

１　登記の事由	無限責任社員の退社及び有限責任社員の加入	
１　登記すべき事項	平成○年○月○日無限責任社員Ａ退社	
	同日　次の者加入	
	○県○市○町○番地	
	金60万円　全部履行	
	有限責任社員　Ｄ（注１）	
１　登録免許税	金10,000円	
１　添付書類（注２）	総社員の同意書	１通
	社員の加入・退社の事実を証する書面	１通
	出資の履行があったことを証明する書面	１通
	委任状	１通

上記のとおり登記の申請をする。

平成○年○月○日

名古屋市中区栄二丁目５番６号
申　請　人　　合資会社　鈴木商会
名古屋市東区葵三丁目６番７号
代表社員　　鈴　木　一　郎（注３）
名古屋市北区清水五丁目２番３号
上記代理人　　佐　藤　太　郎　㊞

○○法務局○○出張所　御中

（注１）　合資会社の有限責任社員の出資の目的、その価額、すでに履行した出資の価額は、登記すべき事項である（会社法913条７号）。したがって、登記申請書には、有限責任社員の出資の目的、その価額、すでに履行した出資の価額を記載しなければならない。

持分譲渡を伴わない退社については、【書式7-33】を参照。

（注２）(1)　その事実を証する書面

持分譲渡による社員の加入または退社による変更の登記の申請書には、「その事実を証する書面」（法人である社員の加入の場合にあっては、③に掲げる書面を含む。）を添付しなければならない（商登法96条１項）。

この書面としては、次のものが該当する。

①　総社員の同意書　　無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項・４項）。

なお、定款に別段の定めがある場合は、後記(3)を参照。

② 社員の加入および退社の事実を証する書面　　持分譲渡および譲受けを証する書面が該当する。しかし、上記①の「総社員の同意書」に加入・退社の事実が明白に記載がされ、かつ、加入および退社する社員の記名押印があれば、この②の書面の添付を省略できる（書式精義（下）956頁）。

③ 法人社員関係書面　　加入する社員が法人であるときは、その社員が代表社員か否かの区分に応じ、法人社員関係書面（II 2(1)(B)）も添付する。

(2) 出資の履行があったことを証する書面

① 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があったことを証する書面を添付しなければならない（商登法112条）。

有限責任社員は、その出資の価額を限度として持分会社の債務を弁済する責任を負う。ただし、すでに持分会社に対し履行した出資の価額については責任を負わない（直接有限責任。会社法580条２項）。したがって、合資会社の有限責任社員については、すでに履行した出資の価額が登記簿に公示されることになる（同法913条７号）。すでに履行した出資の価額を証するために、加入する有限責任社員の「出資の履行があったことを証する書面」を添付する。

② 「出資の履行があったことを証する書面」としては、代表社員が作成した出資についての領収書の控（金銭出資の場合）、または出資の履行を証する財産引継書（現物出資の場合）等がある。

③ 「総社員の同意書」に出資履行部分についての記載があるときは、これをもって「出資の履行があったことを証する書面」とすることができる（登記研究345号82頁参照）。

(3) 定　款

無限責任社員がその持分を他の者に譲渡するについては、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く全社員の承諾が必要である（会社法585条１項・４項）。また、社員の氏名・住所は定款の絶対的記載事項であるから（同法576条１項４号）、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意をもって定款の変更をしなければならない（同法637条）。定款に別段の定めがある場合は、これを証するために定款を添付しなけ

ればならない（商登規90条・82条）。

（注３）　本書式例は、退社した無限責任社員Ａ以外に２名以上の無限責任社員が存在する場合である。

なお、会社を代表しない無限責任社員Ａの退社により、会社を代表する無限責任社員がＢ１名となる場合には、Ａの退社登記と代表社員の氏名の抹消登記を同時に行う（〔記載例２〕参照、味村（下）149頁）。職権では抹消されない（後記［先例⑪］、［登記研究364号83頁］を参照（なお、この登記研究の事案は、代表社員が死亡した場合のものである））。

〔記載例２〕　記録例（有限責任社員の記載は省略）

社員に関する事項	○県○市○町○番地 無限責任社員　Ａ	
		平成○年12月３日退社 平成○年12月10日登記
	○県○市○町○番地 無限責任社員　Ｂ	
	代表社員　Ｂ	
		平成○年12月３日無限責任社員が１名となったため抹消 平成○年12月10日登記

［先例⑪］昭36・8・25民甲第2065号民事局長指示（鹿児島地鹿屋支部・登研決議）（味村（下）150頁より引用）

（問）　合資会社の無限責任社員２名の中、１名が退社し、代表社員たる無限責任社員１名となった場合、代表社員の登記の抹消も同時に申請すべきか。又は職権で抹消すべきか。

（決議）　抹消登記を申請すべきである。

（鹿児島地方法務局長変更指示）　代表社員を置く定めのある限り抹消登記申請の要なし。

（民事局長変更指示）　抹消登記を申請するのを相当と考える。

［登記研究364号83頁］（昭和53年３月号）

（問）　総社員の同意によって業務執行社員の中から特に１名を代表社員と定めている合名会社において、代表社員が死亡した場合、①説として、従来代表社員でなかった他の業務執行社員が（数人あるときは各自）当然会社を代表することになるので、その業務執行社員から変更登記の申請をすべきである、という考え方と、②説として、総社員の同意によって代表社員たる業務執行社員以外の者の代表権はすでに剝奪されていると解されるので、代表社員が死亡したときも、従来代表社員でなかった業務執行社員が、当然には会社を代表することにはならず、後任代表社員から変更登記の申請をすべきである、という考え方とが会社内部で対立しておりますが、いずれに従うべきか決しかねますので、お伺いいたします。

（答）　②説が相当と考えます。

【書式7-4】　総社員の同意書

同　意　書

１　無限責任社員Ａが当会社に対して有する持分全部を，○県○市○町○番地Ｄに譲渡し，これを譲り受けたＤが当会社の有限責任社員として加入すること。（注１）（注２）

２　定款第○条中，無限責任社員Ａに関する事項を全部削除し，同条末尾に下記事項を加える。（注３）

○県○市○町○番地

金60万円　全部履行

有限責任社員　Ｄ

以上の件につき同意する。

平成○年○月○日（注４）

名古屋市中区栄二丁目５番６号

合資会社　鈴木商会

無限責任社員	鈴　木　一　郎	㊞（注５）
無限責任社員	佐　藤　　正	㊞
有限責任社員	鈴　木　純　一	㊞
退　社　員	A	㊞
入　社　員	D	㊞

（注１）　無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項・４項）。

（注２）　社員の加入または退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添付しなければならない（商登法96条１項）。この書面には、持分譲渡契約書または持分譲受証等が該当する。

ただし、同意書の記載から加入または退社の事実が明白で、加入または退社する社員の記名押印もある場合には、「社員の加入または退社の事実を証する書面」の添付を省略することができる（書式精義（下）956頁）。

（注３）　無限責任社員の加入・退社は、社員の氏名・住所に変更を来すから定款の変更を要する。定款の変更は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（無限責任社員および有限責任社員の全員）の同意をもって行う（会社法637条）。

出資に関する事項についての定款の絶対的記載事項は下表のとおりである。同意書には、出資事項に関する下記①②③の事項が記載されていなければならない。

①	社員の氏名または名称・住所	会社法576条１項
②	社員の出資の目的・その価額または評価の標準	
③	社員の責任の有限・無限の別	
備考	有限責任社員がすでに履行した出資の価額部分は、定款の絶対的記載（記録）事項ではないが、登記すべき事項である。	会社法576条１項・913条

（注４）　同意があった日を記載する。

（注５）　譲渡者を除く、総社員（無限責任社員および有限責任社員の全員）が記名押印する。なお、本例では、退社員および加入社員も同意書に記名押印

しているから、「社員の加入および退社の事実を証する書面」を添付する必要はない（(注２）参照)。

この同意書に押す印鑑については制限がない。

〔記載例３〕　登記すべき事項

「社員に関する事項」
「資格」無限責任社員
「住所」○県○市○町○番地
「氏名」A
「原因年月日」平成○年○月○日退社
「社員に関する事項」
「資格」有限責任社員
「住所」○県○市○町○番地
「氏名」D
「社員に関するその他の事項」金60万円全部履行
「原因年月日」平成○年○月○日加入

３　無限責任社員が持分全部を他の無限責任社員の１人に譲渡して退社した場合（合名会社・合資会社）

【書式7-5】　登記申請書⑽――社員の変更③

合資会社変更登記申請書

１	会社法人等番号	○○○○－○○－○○○○○○	
１	商　　号	合資会社　鈴木商会	
１	本　　店	名古屋市中区栄二丁目５番６号	
１	登記の事由	無限責任社員退社	
１	登記すべき事項	平成○年○月○日無限責任社員Ａ退社（注１）	
１	登録免許税	金10,000円	
１	添付書類（注２）	総社員の同意書	１通
		社員の退社の事実を証する書面	１通
		委任状	１通

上記のとおり登記の申請をする。
　平成○年○月○日
名古屋市中区栄二丁目５番６号
　申　請　人　　合資会社　鈴木商会
名古屋市東区葵三丁目６番７号
　代表社員　　鈴　木　一　郎
名古屋市北区清水五丁目２番３号
　上記代理人　　佐　藤　太　郎　㊞
○○法務局○○出張所　御中

（注１）　本例は、無限責任社員が自己の持分全部を他の無限責任社員に譲渡して退社する例である（譲受人は、すでに無限責任社員となっている者であり、譲り受けたことにより新たに加入する例ではない）。

　無限責任社員は会社債権者に対して連帯無限の責任を負うので（会社法580条１項）、登記簿には無限責任社員の出資に関する事項は記載されない。無限責任社員の出資の目的・価額・履行部分は、登記すべき事項でない（同法912条・913条参照）。退社する無限責任社員Ａの持分の全部譲渡を受ける者が当該会社の無限責任社員である場合には、譲受無限責任社員Ｂの登記されている事項については何ら変更がない。

　持分譲渡を伴わない退社については、【書式7-33】参照。

（注２）　無限責任社員が持分全部を他の無限責任社員の１人に譲渡して退社する場合の登記申請書には、次の書面を添付する。

①　総社員の同意書　　無限責任社員がその持分を譲渡するためには、定款に別段の定めがない限り、譲渡者を除く他の社員全員（無限責任社員および有限責任社員）の承諾を要する（会社法585条１項・４項、商登法111条・93条）。なお、定款に別段の譲渡承諾要件を定めている場合は、その定めに従う。定款の定めによった場合は、定款を添付しなければならない（商登規82条・90条）。

②　社員の退社の事実を証する書面　　持分譲渡を証する書面が該当する。

〔著者紹介〕

青　山　　修（あおやま　おさむ）

（略歴）

・昭和23年生まれ。司法書士・土地家屋調査士（名古屋市で事務所開設）
・名古屋大学大学院修士課程（法学研究科）修了
・日本土地法学会中部支部会員

（主な著書・論文）

・相続登記申請 MEMO〔補訂版〕（新日本法規出版）
・不動産取引の相手方（新日本法規出版）
・根抵当権の法律と登記（新日本法規出版）
・株式会社法と登記の手続（新日本法規出版）
・有限会社法と登記の手続（新日本法規出版）
・株式会社・有限会社登記用議事録作成の手引き（税務経理協会）
・金融判例と登記の視点・不動産全体に根抵当権が設定されている場合に、共有持分の第三取得者が滌除権を行使することの可否（銀行法務21・554号36頁（経済法令研究会））
ほか

持分会社の登記実務〔補訂版〕

平成29年３月１日　第１刷発行

定価　本体3,400円＋税

著　者　青　山　　修
発　行　株式会社　民事法研究会
印　刷　株式会社　太平印刷社

発行所　株式会社　**民事法研究会**
〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿３-７-16
〔営業〕　TEL　03(5798)7257　FAX　03(5798)7258
〔編集〕　TEL　03(5798)7277　FAX　03(5798)7278
http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。　　ISBN978-4-86556-143-2　C2032　¥3400E
カバーデザイン　袴田峯男